

平成21年11月25日

三次市長 村井 政也 様

三次市公共事業評価監視委員会

委員長 若 井 具 宜



三次市公共事業の評価について（答申）

平成21年11月19日付け三次地企発第44号で諮問のあった三次市公共事業の評価について、次のとおり答申します。

なお、今後の再評価、事業実施にあたっては、より一層のコスト縮減に努めるとともに、事業の必要性の検証にあたっては、市として事業を推進する上での基準、指標を一層明確に示されるよう要望します。

1 三次市公共下水道事業（三次処理区）

・汚水事業（三次処理区）

・雨水事業（三次西排水区，北溝川排水区，片丘川排水区，南畑敷排水区）

総合的に判断した結果，対応方針（別紙1）に基づき，事業継続が妥当であると認めます。

2 特定環境保全公共下水道事業（布野処理区）

総合的に判断した結果，対応方針（別紙2）に基づき，事業実施は妥当であると認めます。

3 特定環境保全公共下水道事業（甲奴処理区）

総合的に判断した結果，対応方針（別紙3）に基づき，事業休止が妥当であると認めます。

1 対応方針

(1) 再評価実施後 10 年を経過した時点で継続中の事業に関する再評価について

ア 三次市公共下水道事業（三次処理区）

汚水事業（三次処理区）

雨水事業（三次西排水区，北溝川排水区，片丘川排水区，南畑敷排水区）

「下水道事業における費用対効果分析マニュアル」に基づき評価する。

(2) 費用効果分析結果について

汚水事業（三次処理区）の分析による費用便益比(B / C)の残事業の投資効率性は，1.74，事業全体の投資効率性が1.13である。

また，雨水事業の三次西排水区の分析による費用便益費(B / C)の残事業の投資効果率性は3.01，事業全体の投資効果率性は5.87，北溝川排水区の分析による費用便益費(B / C)の残事業の投資効果率性は2.01，事業全体の投資効果率性は2.01，片丘川排水区の分析による費用便益費(B / C)の残事業の投資効果率性は1.97，事業全体の投資効果率性は1.97，南畑敷排水区の分析による費用便益費(B / C)の残事業の投資効果率性は1.67，事業全体の投資効果率性は2.19である。

このことから，三次市公共下水道事業（三次処理区）の汚水事業，雨水事業（三次西排水区，北溝川排水区，片丘川排水区，南畑敷排水区）の残事業は継続事業とする。

2 対応方針の理由

(1) 三次市公共下水道事業（三次処理区）を継続する理由について

汚水事業（三次処理区）については平成2年から事業を実施し，平成20年度末で全体計画1,010haのうち230.8ha（約23%）の整備を行っており，事業完了に向けて事業を進めることにより，当該事業の目的を達成することができる。また，雨水事業（三次西排水区，北溝川排水区，片丘川排水区，南畑敷排水区）については，水害から市民の生命財産を守るため

には必要な事業であり継続して事業を実施する。

(2) 現在の必要性について

汚水事業（三次処理区）は、三次市街地の生活排水を下水道により適正に処理することにより衛生的で快適な生活環境を確保しようとするもので必要不可欠な生活基盤施設であるが、三次処理区における下水道普及率は全国平均を下回っており、16.1%となっている。1級河川である江の川の水質基準の達成、維持を図ることも重要であり、当該事業を事業継続とする。

また、雨水事業（三次西排水区、北溝川排水区、片丘川排水区、南畑敷排水区）については、昭和47年に市街地の大半が浸水する甚大な被害を受けた経験から市民の関心も高い。さらには、近年の異常気象により集中豪雨が頻発していることもあって、防災効果の高い事業であり、当該事業を継続とする。

1 対応方針

(1) 事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業に関する再評価について

ア 特定環境保全公共下水道事業（布野処理区）

「下水道事業における費用対効果分析マニュアル」に基づき評価する。

(2) 費用対効果分析結果について

分析による費用便益比(B / C)の残事業の投資効率性は 1.05, 事業全体の投資効率性が 1.30 であることから, 特定環境保全公共下水道事業(布野処理区)の残事業は継続事業とする。

2 対応方針の理由

(1) 特定環境保全公共下水道事業（布野処理区）を継続する理由について

平成 11 年度に事業着手後, 平成 15 年に一部供用を開始した。

平成 20 年度末で, 全体計画 30 ha のうち 19.6 ha (65%) の整備を行っており, 事業完了に向けて事業を進めることにより, 当該事業の目的を達成することができる。

(2) 現在の必要性について

今後整備しようとする地区は, 布野町の中心部で, 公共施設も多い地区と中学校のある地区である。

これらの地域の生活排水を下水道により適正に処理することにより衛生的で快適な生活環境を確保しようとするもので必要不可欠な公共用水域の水質保全整備であるため, 当該事業を継続事業とする。

1 対応方針

- (1) 事業実施主体が再評価を実施する必要があると判断した事業に関する再評価について

ア 特定環境保全公共下水道事業（甲奴処理区）

「下水道事業における費用対効果分析マニュアル」に基づき評価する。

- (2) 費用対効果分析結果について

分析による費用便益比(B / C)の事業全体の投資効率性で見ると1.20ではあるが、残事業の投資効率性は0.82となっているため、特定環境保全公共下水道事業（甲奴処理区）の残事業は休止とする。

2 対応方針の理由

- (1) 特定環境保全公共下水道事業（甲奴処理区）を休止する理由について

平成9年度に事業着手後、平成17年4月に処理場を稼働させ供用を開始した。

平成20年度末で、全体計画123haのうち約54ha(44%)の整備を完了しており、今年度末には、現在の認可区域の事業が完了する。残りの事業区域について費用便益比(B / C)を算出したところ0.82となっており、今後の事業推進を検討する上で、新たな認可申請は行わず合併浄化槽による個別処理とすることが望ましい。

- (2) 現在の必要性について

汚水処理は必要不可欠な生活基盤施設の整備ではあるが、現在市で作成している「三次市汚水適正処理構想」においても、残りの事業地区については合併浄化槽による個別処理が望ましいとの結論を得ているところであり、当該事業は休止とする。